

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 原山 大亮

年 月 日	令和5年8月発行			
表題 発行部数	奈良県議会 会派日本維新の会 NEWS (Vol.01) 38,000部 (内 11,000部会派より)			
対象者	国内			
配布方法	個別郵送 1,869部・新聞折込 35,000部・他街頭配布等 1,131			
発行目的	政務活動の報告と、意見・要望等を求めるため			
按分率の説明	按分率 100% 政務活動の記事が 100%を占めるため			
内容	令和5年6月定例会報告			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	作成費	(株)ブットアップ・スタイル	86,724	86,724 × 27,000部 × 1.1 (消費税)
	新聞折込代	(株)ブットアップ・スタイル	115,500	115,500 × 35,000部 × 1.1 (消費税)
※100%充当 合計 202,224円				
備考	添付資料：奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS (Vol.01)			

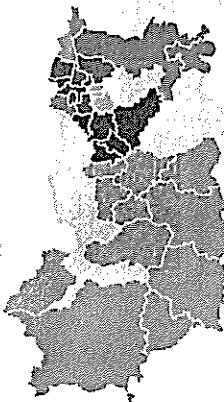
注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 日本維新の会NEWS vol.01 2023

奈良県議会会派 日本維新の会 Tel 630-8501 奈良市登大路町30 奈良県議会事務局内 Tel 0742-27-7454 (日本維新の会01) 023



山下知事とともに、 県民目線の 「奈良県大改革」に 挑みます!



奈良県議会会派「日本維新の会」です。
4月の選挙では、皆さんからのご信託をいただき、メンバーの数も14名となりました。

改選後初となる6月定例会では、この維新の議員たちが本会議や常任委員会で積極的に発言や提言を行いました。

さらに私たちは会派として、県議会議員の月額報酬2割削減案を単独提案しました。

これまで少數会派だったので、皆様に維新の存在意義を感じていただく機会は少なかったと考えますが今任期は違います。

採決の結果は議長を除く42名が賛成を示し、賛成16、反対26。

自民党・無所属の会、公明党、立憲民主党が反対を致しました。

私たちは6月定例会初日に提案理由を述べ、他の議員にも理解を求めたのですが、この反対をした議員たちはことともあろうに、議論すら拒否する始末です。

報酬を下げるのが嫌だからと議論することさえ拒否するこの姿を

県民の皆さんはどう思われるでしょうか？

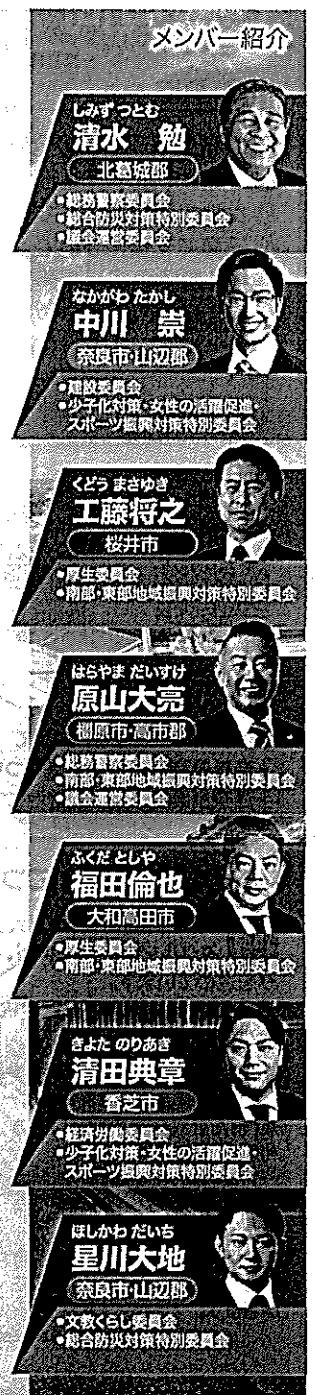
こんな奈良県議会でいいのでしょうか？

私たちの任期は始まったばかりです。

旧態依然の奈良県議会の実態を県民の皆様に包み隠さずお知らせし、

山下知事とともに県民目線で今必要な改革に全力で取り組みます。

今後の私たちの活動にご注目ください。



令和5年 6月 定例会

奈良県議会会派「日本維新の会」 議員報酬2割削減 条例改正案を提出

議員別の表決結果

議員報酬 2割削減案	議員別の表決結果														議決 結果						
	永田川口	芦高金山	正田若林	斎藤伊藤	小浦西	川口池田	西川乾	乾稻谷	田中荻田	中野岩田	山本井岡	山田松木	酒田福田	関本工藤	原山佐藤	小林清水	松尾鶴田	亀甲田	大国良	坂口森	藤野村
恒信成樹	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○

○=賛成 ×=反対

井=日本共産党

令和5年 6月定例会

代表質問

一部抜粋

松尾 勇臣 議員

- ① 関西広域連合への全部参加について
- ② 令和5年度予算執行査定について
- ③ 女性の活躍促進について
- ④ 子育て支援について
- ⑤ 描く産業の成長戦略について
- ⑥ 身を切る改革について



① 関西広域連合への全部参加について

知事は関西広域連合への全部参加の決断をされましたが、もう少し分かりやすい説明と、手続き、費用、時期、県民生活への効果、関西でめざすポジションについて質問しました。

② 女性の活躍促進について

知事は女性の働きやすさを追求していくと公約され、人口減少社会において核心を突く公約であると思います。まずは、女性に偏っている家事や育児の負担を減らし、女性の就労をさらに支援するための取り組みについて質問しました。



③ 子育て支援について

少子化は「静かな有事」とされ、国の大きな課題であり、地方自治体にとっても同じです。「高校授業料の無償化」をはじめ公約の柱であった子育て支援について、県の特色をどのように打ち出していくのか、具体策を含め質問しました。



一般質問

一部抜粋

佐藤 光紀 議員



- ① 奈良県の観光交通戦略について
- ② 「空の移動革命」について
- ③ 奈良県のGX推進について
- ④ 奈良県産材の利用促進について
- ⑤ 西奈良県民センター跡地について

「空の移動革命」について

質問 大阪・関西万博に向け、大阪府では空飛ぶクルマの実現に向け、積極的に取り組みを進めています。

奈良県でも大阪府や県内自治体と連携をして取り組むべきでは。

答弁 空飛ぶクルマは、人の移動や物流に変化をもたらし、ビジネスへの広がり、観光誘客の促進、また公共交通機関としての利用も期待されています。一方、機体の技術開発や法制度整備、住民理解など、実用化に向けた課題も多くあります。実現可能性などについて大阪府等とも連携し、ともに検討していきます。

「大阪府における空の移動革命社会実装にむけて」パンフレット

原山 大亮 議員



- ① 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催における県立橿原公苑と橿原市営橿原運動公園の整備・活用について
- ② 奈良県立医科大学附属病院の駐車場について
- ③ 都市計画道路橿原運動公園線の整備について

県立橿原公苑と橿原市営橿原運動公園の整備・活用について

質問 これまで、県と橿原市で橿原公苑と橿原運動公園の敷地の全部交換等の計画が進められてきましたが、費用負担等の諸条件などは、どのような考え方も進めてきたのか、また今後はどう進める予定なのか。

答弁 橿原市へは用地及び施設の資産評価額による精算や施設の一体的の運営に向けた協議会の設置等の考えを提案しましたが、市の懸念は払拭されず、合意に至っておりません。今後は、橿原公苑を国民スポーツ大会等の主要会場として活用するとともに、大会後も見据えた多様な利用を想定した改修内容について具体的な検討を進めています。

（以下、各議員の質問と答弁の内容は QRコード の動画をご覧ください。）

小林 誠 議員



- ① 西和医療センターの移転・再整備について
- ② 大和川における遊水地事業の整備状況について
- ③ 県道法隆寺線のバリアフリー化について
- ④ 離婚後の面会交流への公的支援について
- ⑤ 特別支援学級の充実について

特別支援学級の充実について

質問 発達障害者等を含む支援が必要な子ども達がいる特別支援学級の充実について、教職員の配置をどのように考えていますか。

答弁 今年度から県教育委員会では、採用する小学校教員に対し、特別支援学校教諭二種免許状の取得を努力義務とすることで、専門性の習得が求められる特別支援教育の充実を図ります。今後も法に基づき配置に加え、障害の種別や程度に応じて加配教員、非常勤講師を配置するなどして、特別支援学級や通級指導を充実させていきます。



委員会 報告

各議員の詳しい質問内容は QRコード の動画をご覧ください。

総務警察委員会



清水 勉 原山 大亮 山田 幸平

経済労働委員会



佐藤 光紀 松木 聰 沢田 伸一

文教くらし委員会



橋本 康正 内山 真一 原山 大亮

厚生委員会



石田 一郎 工藤 伸一

建設委員会



松尾 勇臣 中川 真一 小林 誠

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 原山 大亮

年月日	令和5年12月発行			
表題 発行部数	奈良県議会 会派日本維新の会 NEWS (Vol.02) 36,200部 (内 11,000部会派より)			
対象者	国内			
配布方法	個別郵送 1,869部・新聞折込 33,200部・他街頭配布等 1,131			
発行目的	政務活動の報告と、意見・要望等を求めるため			
按分率の説明	按分率 100% 政務活動の記事が 100%を占めるため			
内容	令和5年9月定例会報告			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	郵送費	日本郵便(株)	119,002	@ 62×1,727部 @ 84×142部
	作成費	(株)ブットアツ ブ・スタイル	80,942	@ 2.92×25,200部×1.1(消費税)
	新聞折込代	(株)ブットアツ ブ・スタイル	109,560	@ 3.0×33,200部×1.1(消費税)
※100%充当 合計 309,504円				
備考	添付資料：奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS (Vol.02)			

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS Vol.02 2023

奈良県議会会派 日本維新の会

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県議会事務局内

Tel 0742-27-7454 (日本維新の会議員は4)



奈良県議会会派 日本維新の会

「奈良県大改革」 始動!

9月定例会が終了しました。

山下県政がスタートして約半年、県民の皆様にはどのように映っているでしょうか。

前知事が選挙前にも関わらず、肉付けした予算を提案しそれを議会が承認。

前知事の予算編成を基にスタートした山下県政は

前知事時代に計画された無駄なハコモノ事業に「待った」をかけ、

生まれた財源で高校授業料無償化に道筋をつけるなど

「奈良県大改革」に向け、準備をしています。

しかし、旧態依然の県議会では、

自民党・無所属の会は議員間で申し合わせをした内容を反故にしたり、

同じ内容の話を場所を変え人を変え繰り返したり、やりたい放題。

こんなことをしているといつまでたっても税金の無駄使いはなくならない。

ぜひ県議会録画、委員会録画で

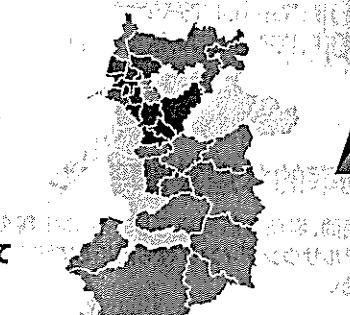
奈良県議会の現状をご覧ください。

公約を実現するため

本格的に山下県政がスタートするのは令和6年度。

その準備を含め、私たち維新県議団14名力を合わせて

「奈良県大改革」に向け頑張ります。



各メンバーの選出区ごとに色分けしています。

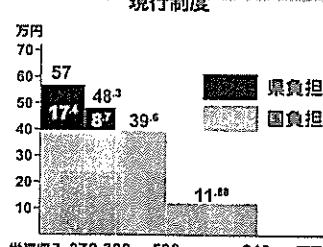
山下知事 高校無償化への制度案を発表!

大型公共事業費の一部から財源を活用

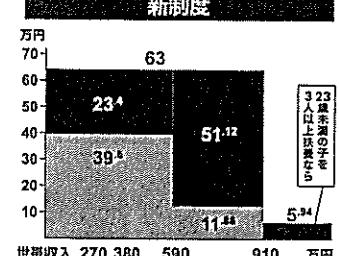
県内私立高校の授業料の公費負担額を来年度から大幅に増額すると発表。新制度は来年度から、全学年を対象に始める。世帯年収910万円未満とする所得制限を設け、生徒1人あたり年63万円を上限に授業料を公費で負担する。910万円以上の世帯でも、23歳未満の子ども3人以上を扶養しているれば、生徒1人あたり5万9400円の支援を受けられる。

奈良県の高校授業料支援の制度案イメージ

現行制度



新制度



323
人以上扶養される
場合

令和5年 9月定例会

一般質問

一部抜粋

原山 大亮 議員

- ① 大規模広域防災拠点の用地について
- ② 大和平野中央田園都市構想の計画用地について
- ③ 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設整備について
- ④ 自主財源の確保に向けた施策について
- ⑤ 奈良県の成長戦略について
- ⑥ 令和5年度全国学力・学習状況調査について
- ⑦ 大学における奨学金制度の周知について



大学の奨学金制度の積極的な周知を

質問 大学生対象の給付型奨学金制度や自治体による地域での大学受験など、経済的負担が少なくなる制度を県内の高校生に積極的に周知することで、大学を選ぶ際の選択肢が広がると考える。現状と今後の取組はどうか。

答弁 現在、各県立高校に対し、県教育委員会では日本学生支援機構が実施している高等教育の修学支援新制度等を紙ベースで周知し、各県立高校で説明会を開催するなどし、生徒への発信は校に任せている。

今後の取組として、修学支援新制度だけでなく、学費がかからず、国家公務員として給料を受け取りながら学べる省庁管轄の大学校など、経済的支援となる情報について、来年度には全日制全学年で1人1台の利用が可能となる端末で、広く高校生にメルマガで配信を検討。また奈良テレビ枠での放送も検討する。

一般質問

一部抜粋

工藤 将之 議員



- ① 南部東部への観光客誘客について
- ② 奈良県らしい子育て政策について
子育て世帯への経済的な支援について
多胎児家庭支援について
- ③ 医療的ケア児支援について



子育て世帯への経済的な支援について

質問 日本の夫婦が理想の子どもを持たない理由の第一位は「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」となっている。社会情勢が変化した現状において行政の積極的な支援が必要と考えるがどうか。

答弁 確かに、夫婦が理想とする子どもの数と、予定する子どもの数には開きがある。これを埋めるために、市町村の考え方を聞きながら支援のあり方を考えていきたい。また、私立高校の無償化を進めるとしても、3人以上の子どもを育てる家庭には年収を問わず何らかの支援を行えないか事例を研究していきたい。

福田 倫也 議員



- ① 既存事業の見直しについて
- ② 建設工事等における県内業者の受注機会の拡大について
- ③ 奈良登大路自動車駐車場の来庁者利用について
- ④ 大和高田市立病院の移転整備について
- ⑤ 不登校対策について



大和高田市立病院の移転整備について

質問 県と大和高田市は、大和高田市立病院の移転整備について、県産業会館の敷地活用に関する協定を締結したが、山下知事就任後の市との議論の状況等と今後の取組はどうか。

答弁 7月の市長との面談で、「市の負担が少ない案が他にもあるのではないか」と伝えたところ、「最善案を検討したい」との回答があった。その後、市の9月定例会で建設候補地の予算が可決。今後、市から検討結果が示されると考えられており、その内容によっては、連携・協力して対応していく。

関本 真樹 議員



- ① まほろば健康パーク機能強化について
- ② 県営都市公園の効率的な運営管理について
- ③ 奈良県中央卸売市場再整備について
- ④ 県産農産物等の輸出促進の取組について



県営都市公園の効率的な運営管理について

質問 民間事業者に一定期間、場所を無償貸与してイベント等の採算性を試してもらうトライアルサウンド等も活用して稼ぐ都市公園を目指すべきと考えるがどうか。

答弁 これまで飲食店などの便益施設から使用料収入を得るなどしてきたが、県営都市公園全般についてトライアルサウンド等も含め更なる収入増に向けて取り組みを検討していく。

松木 秀一郎 議員



- ① 民間企業との連携・協働について
- ② 小規模事業者の存続・発展について
- ③ 関西広域での観光について
- ④ 道路・河川の維持管理に関する県民からの通報について



民間企業との連携・協働について

質問 県と企業で締結する「包括連携協定」。本県では協定を14社と結んでいるが、荒井県政でこの5年、新しい提携はない。認知強化が必要。連携を求める県政課題をWEBなどで周知すること、トップセールスをすることが有効と考えるが、山下知事の所見は?

答弁 民間企業との連携、とりわけ包括連携協定の締結は、県民にとって大変有意義。利点があると考えられる場合は積極的に協定を結び、成果などについても情報発信を行う。

委員会 報告

各議員の詳しい質問内容は
QRコードの動画をご覧ください。

民生委員会



建設委員会



松尾

中川

小林

総務警察委員会



経済労働委員会



文教くらし委員会



第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）				
会派・議員名 原山 大亮				
年 月 日	令和6年2月発行			
表題 発行部数	奈良県議会 会派日本維新の会 NEWS (Vol.03) 49,000部 (内 11,000部会派より)			
対象者	国内			
配布方法	個別郵送 1,858部・新聞折込 45,700部・他街頭配布等 1,442			
発行目的	政務活動の報告と、意見・要望等を求めるため			
按分率の説明	按分率 100% 政務活動の記事が 100%を占めるため			
内容	令和5年12月定例会報告			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	郵送費	日本郵便(株)	118,320	@ 62×1,716部 @ 84×142部
	作成費	(株)ブットアップ・スタイル	122,056	€ 2.92×38,000部×1.1 (消費税)
	新聞折込代	(株)ブットアップ・スタイル	150,810	€ 3.0×45,700部×1.1 (消費税)
※100%充当 合計 391,186円				
備考	添付資料：奈良県議会会派 日本維新の会 NEWS (Vol.03)			

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会会派 日本維新の会NEWS

奈良県議会会派 日本維新の会 Tel 0630-8501 奈良市登大路町30 奈良県議会事務局内 Tel 0742-27-7454 (日本維新の会議員室)

ISHIN
vol.05
2024

令和5年12月定例会報告

維新の山下知事になり実現

関西広域連合に全部参加決定

情報共有が進み、奈良県の課題解決につながるなどメリットいろいろ

一方 維新の会は反対した

議員ボーナス引上げ議案が可決

“わざわざ”自分たちの報酬を上昇させる「お手盛り議案」

令和5年最後の定例会が終了いたしました。

12月定例会では、14名の維新議員が各分野において、

県民の立場に立ち積極的な議論を展開しました。

また、県議会のすれた感覚を是正するため、自らの手でボーナスを引き上げようとする

自民党・無所属の会へ厳しい質問や反対討論を行ったり、

ルールを守らず議案に関係のない質疑を好き放題繰り返すことに強く抗議を申し入れました。

本会議も委員会も税金で運営されています。

無駄な議論をする時間など1分1秒許されないです。

税金の無駄使いがこの様な意識から生まれることを

自民党・無所属の会には理解して頂きたいと思います。

さらに、議員特権の一つである

新幹線でのグリーン車利用に関しても廃止を提案しました。

1月中に他会派へ返答を求めており、どのような回答がくるのか。

行財政改革に合わせて、議会改革にもしっかりと取り組んだ12月定例会。

ボーナスの引上げは不本意ながら可決されましたが、

私たちの会派議員は、毎月の身を切る改革に今回の引上げ分を上乗せし、令和6年能登半島地震で被災された地域に寄付をする予定です。

県民目線を忘れることなく、行財政改革、議会改革に

全力で取り組みますので引き続き今後の奈良県議会をご注目ください。



各メンバーの選出区ごとに色分けしています。



日態依然の県議会改革!

12月定例会 日本維新の会が行った申し入れ

▶新幹線グリーン料金支給廃止に関する申し入れ

奈良県議会議員の出張時等で新幹線のグリーン車を利用するという社会情勢と乖離した議員特権を廃止し、県民格差の是正に努め、県政発展に尽力するための申し入れ。

▶県議会の運営に対する申し入れ

「委員会に付託された議案の審査は付託議案の範囲内で行うことが原則」というルールを守らず、付託された議案の範囲を大きく逸脱した質疑を自由民主党・無所属の会の委員が繰り返したことへの申し入れ。

日本維新の会は断固反対!

奈良県議会 期末手当(ボーナス)支給状況

12月補正予算で、日本維新の会は反対した
「議員ボーナス引上げ議案」が可決されたことで増額となりました。

●議員

物価高に苦しむ県民の理解は得られない!

約366.6万円
令和4年度 合計

約11万円
アップ

約377.9万円
令和5年度 合計

●議長

約454.7万円
令和4年度 合計

↑22%

約468.7万円
令和5年度 合計

約397.2万円
令和4年度 合計

↑22%

約409.4万円
令和5年度 合計

令和5年 12月定例会



一部抜粋

佐藤 光紀 議員



- ① 奈良県教育の充実について
- ② 西和医療センターの移転・再整備について
- ③ 地方自治体が担う海外地方政府との友好交流について
- ④ 道の駅「クロスウェイなかまち」の活用等について
- ⑤ 奈良県のがん対策について
- ⑥ 地域公共交通のあり方について



① 奈良県教育の充実について

質問

高校授業料等の実質無償化と、県立高校のトイレの完全洋式化・乾式化に込められた知事の思いについてお聞かせください。

次世代への投資は、奈良県の成長につながるとの強い信念を持っている。子どもたちに自らが希望する道を経済的な事情を気にすることなく歩んでもらいたいと考え、高校授業料等の実質無償化について、議論を重ねてきた。その結果、令和6年度から支援を大幅に拡充し、年収自安が910万円までの世帯に国の就学支援金と合わせて最大63万円まで、年収自安910万円以上の多子世帯に最大5万9400円まで支援したいと考える。

また、県立高校の快適性を向上させるために、令和6年度から5カ年計画で全校、全トイレの洋式化・乾式化に取り組む。今後、さらに制度・事業の詳細を詰めて、必要な額を令和6年度の予算案に計上する。



一部抜粋

清水 勉 議員



- ① 関西広域連合全部参加のメリットについて
- ② 公園施設の充実にかかる財源確保のための一部公園駐車場有料化の検討について
- ③ 寄宿舎や高校学生寮を利用する学生の負担軽減について
- ④ バリアフリー基本構想策定推進の必要性について
- ⑤ 都光行政に対する財源確保のための宿泊税の検討について

・関西広域連合全部参加のメリットについて

質問 既に参加している分野を除く5分野について、参加することの意義とメリットをお聞かせください。

答弁 関西地域全体での知恵や資源を活用して、広域で連携し、課題に取り組むことで、費用負担に見合う効果があると考える。医療分野では、医療関係者等が広域連合の各種セミナーに参加することが可能となり、最新の知見が共有できるようになる。また、資格試験等分野では、資格等の試験事務を広域連合へ一元化することで事務軽減できるなどのメリットを新たに享受できる。

中川 崇 議員



- ① 大規模広域防災拠点用地でのヘリポートの整備について
- ② 国内旅行における観光情報の発信について
- ③ 「オーガニックビレッジ」の推進について
- ④ 西ノ京駅周辺のまちづくりにかかる道路整備等について
- ⑤ 教員の確保について
- ⑥ 平城宮跡歴史公園の整備について

・西ノ京駅周辺のまちづくりにかかる道路整備等について

質問 西ノ京駅は、駅へのアクセス道が脆弱など複数課題があり、西側で市道や踏切の拡幅等も含め市と地元が協力して進めているなか、県も呼応して協力するべきと考えますが、いかがでしょうか。

答弁 西ノ京駅周辺は、道路の幅員が狭く、危険であるなどの課題を認識している。県道の拡幅計画は、市道の拡幅計画と整合させる必要があり、県としても駅西側ロータリーの整備など、市や地元が進めるまちづくりの検討に積極的に参画し、連携して取り組んでいく。

星川 大地 議員



- ① SNSを活用した情報発信について
- ② 保育の担い手確保について
- ③ インターネット上の誹謗中傷について
- ④ 警察職員の働き方について

・インターネット上の誹謗中傷について

質問 高校生間でのインターネットやSNSを通じた誹謗中傷やいじめに対して、県教育委員会としてどんな対策を講じているのかお聞かせください。

答弁 いじめの被害者にも加害者にもならないよう、自らの行動を振り返り、互いの人権を確かめ合う機会として、アンケートを実施している。各県立高等学校では、アンケートの分析結果を踏まえ、情報モラルの向上に取り組んでいるほか、教員の対応力向上も図っている。関係機関と連携し、児童生徒への指導、保護者への啓発を図っている。



委員会 報告

各議員の詳しい質問内容はQRコードの動画をご覧ください。

総務警察委員会



清水 原山 山田

生委員会



建設委員会



経済労働委員会



佐藤 松木 清水

文教くらし委員会



清水 原山 星川

第11号様式の11(第5条関係)

令和5年度事務所状況報告書

会派・議員名 原山大亮

① 政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 奈良県橿原市四分町1番地3アサヒアドビル2階 電話 0744-23-5539 延べ床面積 50 m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 50 m ² (a) うち政務活動使用面積 25 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b) / (a) = 25 / 50 → 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方：後援会事務所との面積按分)
⑦駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 1 / 2 (按分率の考え方：事務所賃借料と同額で按分)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方：事務所賃借料と同額で按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

店舗賃貸借契約書

令和5年 5月 1日

アサヒアドビル店舗賃貸借契約書

店舗賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という。) と賃借人 原山 大亮 (以下、「乙」という。) は、次のとおり建物賃貸借契約（以下、「本契約」という）を締結するものとする。

(契約の目的)

第1条 甲は次に記載する建物（以下、「本物件」という）を乙に賃貸するものとし、乙はこれを賃貸するものとする。

一本物件の表示

名称	アサヒアドビル
建物の所在地	奈良県橿原市四分町1番地3
家屋番号	1番3
建物の構造	鉄骨造陸屋根3階建
築年	昭和63年築
本契約対象区画	3階建の2階西側店舗
本契約対象部屋	15.24坪

(使用目的)

第2条 乙は、本物件を乙の事務所として使用するものとし、他の用途に供してはならないものとする。

- 乙は、本物件の使用目的の変更をするときは、甲に対し事前に充分なる説明をしきつ甲の書面による承諾を得るものとし、乙は甲の承諾なしに使用目的の変更はできないものとする。
- 乙は、本物件を乙および乙の使用人、その他の居住の用に供してはならないものとする。

(賃貸借期間)

第3条 本契約の期間は、2023年（令和5年）5月1日から2024年4月30日までの1年間とする。

ただし期間満了の際、甲乙間に異議なきときは更に期間を延長することができるものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。

(賃料等)

第4条 本物件における乙が甲に対し支払う賃料は月額金 164,780 円（消費税別）とする。

2. 乙は毎月末日限り翌月分の賃料を次に記載する甲の指定する金融機関の口座に振込送金することにより、支払うものとする。

この場合にかかる振込手数料は、乙負担とする。

【振込先銀行機関】

金融機関 : 南都銀行 [REDACTED]

口座 :

口座番号 :

名義人 :

3. 甲は前項の振込先を変更するときは、事前に書面より乙に通知しなければならないものとする。

4. 本契約期間の開始日または終了日において、賃貸借期間が1ヶ月に満たない月の賃料等については、その月を基準とし日割計算により算出するものとする。

（賃料等の改定）

第5条 前条1項・2項に基づく乙が甲に対して支払う賃料等について、本契約の賃貸借期間の開始日から3年間については、賃料等の改定は行わないものとする。

ただし、賃貸借期間の更新後においては、経済情勢の変動、租税公課、その他負担の増減又は近隣類似建物の賃料等に比較し、賃料等が不相当となった場合、甲又は乙はそれらの増減を請求できるものとする。

（敷金・礼金）

第6条 乙は、敷金として本契約と同時に金 135,000 円を甲に預託するものとする。尚、この敷金には利息は付さないものとする。

2. 甲は、本契約の存続期間中、何らの通知催告なしに敷金をもって賃料等その他本契約に基づく乙の債務の弁済に充当することができるものとし、これに対し乙は何ら一切の異議を申し述べることはできないものとする。

3. 乙は、敷金の返還請求権を第三者に譲渡すること、または質権その他の担保に供することはできないものとする。

4. 乙は、本契約に基づく礼金として金 135,000 円を甲に支払い、返還されないものとする。

（敷金の返還）

第7条 本契約が期間満了その他の事由により終了し、乙が本物件を明渡し、かつ乙の残

存責務がなきことを甲が確認したとき、甲は、預かっている敷金 金 135,000 円を乙に返還するものとする。

(公租公課等の負担)

第 8 条 本物件の公租公課は甲が負担するものとし、電気・ガス・水道料金、自治会費、衛生費、その他地域住民としての諸費用、ならびに本物件を使用するにあたり必要な費用については、すべて乙の負担とする。

2. 乙が、本物件付加したものに対する公租公課は、乙が負担するものとし、甲が立替納付した場合、乙は甲から請求された月の月末に翌月分の賃料あわせて、甲へ支払うものとする。

(造作等)

第 9 条 乙は、本物件における造作、間仕切、諸設備の付加・変更ならびに除去、その他これらと類する現状変更をする場合、予め甲に書面による承諾を得なければならぬものとする。

2. 本契約終了時において、乙は前項に定める造作等について、借地借家法第 33 条の造作買取請求権を放棄するものとし、甲に行使することはできないものとする。

(修繕)

第 10 条 本物件の本体に関する主要構造部の修繕は甲の負担とし、その他小規模な修繕消耗品の取替え及び乙の故意・過失による修繕は乙の負担とする。

2. 乙は、甲が前項の負担に属する修繕を行う場合、これに協力し、営業補償、その他いかなる補償等、請求できないものとする。

(善管注意務)

第 11 条 乙は、本物件の引き渡し後、本物件について善良なる管理者としての注意務をもって使用管理し、維持修繕の必要が生じた場合には、すみやかに甲に通知しなければならないものとする。

2. 乙は、乙または乙の使用人・顧客・出入業者等が故意または過失により、物件に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。

(立入権)

第 12 条 甲または甲の指定する者は、必要がある場合は乙に通知して(緊急の場合は除く)、本物件に立入、点検、調査をし、かつ必要な措置をとることができるものとする。

(禁止事項)

第 13 条 乙は、次の各号の行為をしてはならないものとする。

ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでないものとする。

- (1) 本物件の賃借権を第三者（乙の子会社・関連会社含む。以下同じ）に譲渡すること。
- (2) 本契約により生じる一切の権利を担保に供すること。
- (3) 本物件を第三者に転貸すること。
- (4) 乙が本物件で営む営業行為を第三者に委託すること。
- (5) 本物件及び本物件の敷地を名義のいかんを問わず、事実上の第三者に使用させること。
- (6) 鉄砲、刀剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品を製造又は保管すること。
- (7) 建物、敷地内全面禁煙とすること。
- (8) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
- (9) 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
- (10) 動物を飼育すること。

(中途解約)

第 14 条 本契約期間中であっても、甲は 6 カ月以上、または乙は 3 カ月以上の予告期間をもって、本契約を解約できるものとする。

ただし、乙は予告に代えて、3 カ月分の賃料を前納して即時解約できるものとする。

2. 本契約の賃貸借期間開始（2023 年 5 月 1 日）からの 3 年間において、乙が乙の理由により中途解約した場合、本契約第 7 条にかかわらず、甲は、敷金全額を本契約の違約金として没収できるものとする。

(契約解除)

第 15 条 乙が、次の各号のいずれかに該当したとき、甲は催告のうえ本契約を解除することができるものとする。

- (1) 本契約第 4 条の賃料等の支払いを 2 ヶ月以上滞納したとき。
- (2) 本契約の各条項に違反したとき。

2. 乙が、次の各号のいずれかに該当したとき、甲は何ら催告することなく本契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙の経営権が第三者に譲渡されたとき。
- (2) 暴力団関係者と判明したとき。
- (3) 乙又は乙の使用人が、暴力団員であるにもかかわらず、そのことを偽って契約を

- したことが判明したとき。
- (4)乙が、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
 - (5)乙が、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき。
 - (6)乙が、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
 - (7)乙が暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。
 - (8)銀行取引停止処分を受け、または破産・民事再生法・会社整理・会社更生法の適用申請、特別清算の申立てを受け、もしくはこれらの申立てをしたとき。
 - (9)差押・仮差押・仮処分・強制執行・競売の申立てを受け、もしくは公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (10)本契約第13条の禁止事項に違反したとき。
3. 甲が、第1項または第2項に基づき本契約を解除した場合、本契約第7条にかかるわらず、甲は、敷金全額を本契約の違約金として没収できるものとし、併せて甲の被った損害の賠償を乙に対し請求できるものとする。

(不可抗力等による契約の終了)

- 第16条 天災地変・事変、その他甲・乙いずれの責にも帰さない事由により、本物件が滅失または大部分が毀損し使用不可能となった場合、本契約は終了するものとする。
- 2. 本物件または本物件の敷地が公共事業のために収用され、本契約の目的が達せられなくなった場合、本契約は終了するものとする。
 - 3. 第1項または第2項により、本契約が終了した場合の敷金の返還については、本契約第7条に基づくものとする。

(明渡し)

- 第17条 乙は、本契約が終了する日までに、本物件の残置物を撤去すること
- 2. 乙が、残置物を撤去しない場合、甲は乙の費用で造作物、設備、看板等を撤去することができるものとする。尚、この残置物は、乙が所有権を放棄したものとみなし、甲において任意に使用・収益・処分できるものとし、乙は何ら一切異議を申立てることはできないものとする。
 - 3. 甲は、前項の残置物についての処分費用を乙に対し請求できるものとし、請求後乙は直ちに甲に対し支払わなければならないものとする。
 - 4. 乙は、本物件の明渡しにあたって、必要費・有益費・立退料・移転料・補償料その他いかなる名目にかかわらず、甲に対し金員、その他の請求を一切しないものとする。

(遅延損害金)

第18条 乙が、前条第1項の明渡しを遅延した場合、乙が本物件を使用するか否かにかかわらず、乙は甲に対し、本契約の終了日の翌日から明渡し完了日に至るまで、直近賃料等の倍額に相当する損害金を支払わなければならないものとする。

(免責事由)

第19条 天災地変、事変、他者による損害、盗難、火災、その他一切の原因により、乙が被った損害については、甲は一切責を負わないものとする。

2. 乙が、本物件を使用するにあたり生じた第三者への損害については、甲は何ら切責を負わず、乙が全責任を負い解決するものとする。

(届出義務)

第20条 乙は、次の事項に変更が生じた場合、すみやかに甲に書面にて届出るものとする。

- (1) 商号
- (2) 代表者
- (3) 所在地
- (4) 大株主の異動等、経営の主体に変更が生じた場合

(守秘義務)

第21条 甲および乙は、本契約に関して知り得た事項につき厳に秘密を守り、相手方の承諾のない限り本契約の存続期間中はもちろんのこと、本契約終了後といえども他に漏洩してはならないものとする。

(管轄裁判所)

第22条 本契約について紛争が生じた場合、甲の住所地を管轄する裁判所でもって、管轄裁判所とすることを、甲および乙は予め合意した。

(規定外事項)

第23条 本契約に定めのない事項については、甲・乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

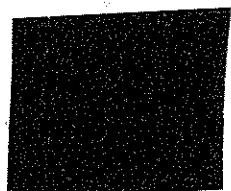
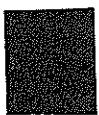
(特約事項)

第24条 本物件から排出されるゴミ等の産業廃棄物については、乙の自己責任において処理するものとする。

- 1. 本物件の駐車場は1台5,000円(税別)とする。

2. 本契約に於いての駐車場契約は4台とする。
3. 契約開始日は2023年5月1日とする。
4. 内装工事は明け渡し時現状渡しとする。
5. 乙は毎月水道料金として、定額2,000円を賃料と共に甲に支払うものとする。

以上



本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、各自署名（記名）捺印の上、甲・乙各1通を所持するものとする。

令和5年 5月 1日

質貸人（甲） 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

質借人（乙） 住所 [REDACTED]

氏名 原山 大亮

電話番号 [REDACTED]

以下余白